小原病院 公益通報規程

2025年9月1日施行

第1章総則

● (目的)

この規程は、小原病院(以下「本院」という。)における公益通報に関する事項を定め、 不正行為の早期発見と是正を図るとともに、本院の健全な運営と患者及び職員の保護に資することを目的とする。

● (定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1. 公益通報 本院の役職員、退職者、取引先の従業員その他本院の事業活動に関わる者が、不正の目的なく、法令、本院の規程、倫理規範等に違反する行為(以下「不正行為」という。)について、本院が定める窓口または法令等に基づき権限を有する外部機関に通報することをいう。
- 2. 通報者 公益通報を行った者をいう。
- 3. 被通報者 公益通報により不正行為に関与したとされた者をいう。
- 4. 通報窓口 公益通報を受け付けるために本院が設置する窓口をいう。
- 5. **外部機関** 法令等に基づき公益通報の受付及び調査等の権限を有する行政機関、 司法機関、または本院が委託する外部の専門機関をいう。
- 6. 関係部署 通報された不正行為に関する調査、是正措置等を行う本院の部署をいう。

第2章 通報の対象と手続き

● (通報の対象となる不正行為)

公益通報の対象となる不正行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 1. 医療法、医師法、薬剤師法その他の医療関係法令に違反する行為
- 2. 診療報酬、介護報酬等の不正請求
- 3. 患者に対する不適切な医療行為、安全配慮義務違反
- 4. 職員に対するハラスメント、差別、不当な労働条件
- 5. 本院の財産の不正な使用、横領、背任
- 6. 研究不正行為(捏造、改ざん、盗用)
- 7. 個人情報保護法に違反する行為(患者・職員情報の漏洩など)
- 8. その他、法令、服務規程など本院の規程、倫理規範等に違反する行為

● (通報窓口)

本院における公益通報窓口は、以下のとおりとする。通報の具体的な方法および連絡先については、別に定めるフローチャートを参照すること。

1. 内部窓口:事務長、看護部長、法人人事部

2. 外部窓口:弁護士、社会保険労務士

● (通報の方法)

- 1. 本院の通報窓口への通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等のいずれかの方法 により行うことができる。 匿名による通報も受け付けるものとする。
- 2. 外部機関への通報方法は、各機関が定める方法によるものとする。

● (通報に必要な事項)

通報を行う際には、可能な限り以下の事項を明らかにするものとする。

- 1. 通報者の氏名、所属、連絡先(匿名の場合は不要)
- 2. 不正行為の内容(いつ、どこで、誰が、何をしたかなど、具体的に)
- 3. 不正行為に関する証拠または情報
- 4. その他、調査に必要な情報

第3章 通報者の保護と調査

● (通報者の保護)

- 1. 本院は、公益通報を行った通報者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇、降格、減給、嫌がらせその他一切の不利益な取り扱いを行わない。これは、本院の内部窓口及び外部窓口、並びに正当な理由に基づき外部機関に通報した場合に
- 2. も適用される。
- 3. 匿名による通報を行った通報者についても、可能な範囲で保護に努める。
- 4. 通報者が不正の目的で通報を行った場合、または通報内容が虚偽であることが判明した場合は、この限りではない。

● (通報の受付と調査)

- 1. 通報窓口は、受け付けた通報について、速やかに記録を作成し、必要に応じて関係部署 に報告する。
- 2. 関係部署は、通報された不正行為について、迅速かつ公正な調査を行う。
- 3. 調査にあたっては、通報者、被通報者その他関係者から事情を聴取することができる。
- 4. 調査の結果、不正行為が確認された場合は、適切な是正措置及び再発防止策を講じる
- 5. 調査結果及び対応については、通報者(匿名の場合は除く)に適切な範囲で報告する。
- 6. 外部機関から本院に対して不正行為に関する情報提供や調査協力の要請があった場合は、適切に対応する。

● (秘密保持義務)

通報窓口の担当者、調査に関与する者、その他本制度に関わる者は、通報者及び被通報者のプライバシー、通報内容、調査過程等について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第4章雑則

● (制度の周知と教育)

本院は、本規程の内容を全ての役職員に周知するとともに、必要に応じて研修等を実施し、制度の理解と利用の促進を図る。外部機関への通報に関する情報についても周知する。

● (規程の見直し)

本規程は、社会情勢の変化、法令の改正、本院の運営状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

● (その他)

この規程に定めのない事項については、法令及び関係規程に基づき、院長が決定する。

附則

この規程は、2025年9月1日から施行する。